

区画整理ニュース

第7号

令和2年12月

発行：(仮称) 豊田若林駅周辺土地区画整理組合 発起人会

初冬の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

9月に地権者の皆様に対し、個別相談会を開催いたしました。コロナ禍にも関わらず55名の方にご出席いただき、誠にありがとうございました。

今後も発起人会では、説明会や区画整理ニュースを通じて、引き続き情報提供に努めていくとともに、皆様のご意見をお聞きしながら、当地域の将来に相応しいまちづくりの実現に向けて、鋭意努力してまいります。ご協力よろしく申し上げます。

(仮称) 豊田若林駅周辺土地区画整理組合 発起人会代表 都築 幸司

1. 今後の土地利用に関する意向調査結果報告（抜粋）

◆目的

土地区画整理事業に対する不安や疑問を把握し、個別相談会の実施に向けた準備を行うことを目的としています。

◆回収状況

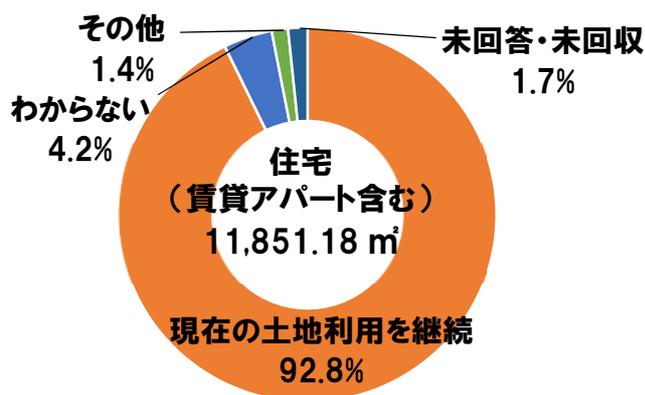
回答数（回答率）：78件/110件（70.9%）

◆回答結果（抜粋）

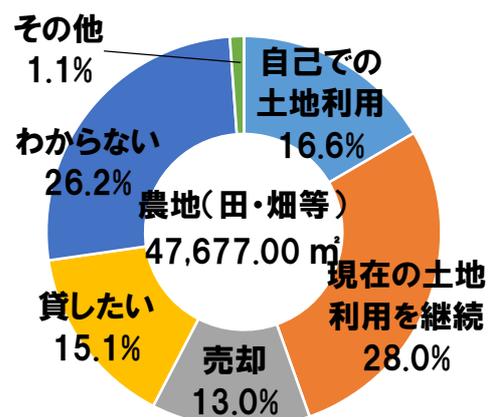
現在の土地利用状況で住宅（賃貸アパート含む）及び農地（田・畑等）と回答した方が将来どのような土地利用を希望しているかまとめた結果を以下に示します。



「住宅（賃貸アパート含む）」と
回答した土地の将来希望する土地利用の割合



「農地（田・畑等）」と
回答した土地の将来希望する土地利用の割合



➤ 将来希望する土地利用について

- 住宅利用している所有者のほとんどが、現状の土地利用の継続を希望されています。
- 農地としての土地利用継続を望まれている方が、30%弱存在しています。一方で土地利用の転換を考えている方も45%程度存在しています。
- 農地で「わからない」と回答した方が1/4程度みられました。今後、土地利用に関する勉強会等の啓発活動を行っていく予定です。



2. 施行区域の縦覧について

◆施行区域の縦覧

この度、土地区画整理事業を予定している施行区域が決定しましたので、土地区画整理法施行令第68条に基づき「施行区域の縦覧」を実施いたします。「施行区域の縦覧」とは、区画整理を予定している区域を皆様にご覧いただき、ご意見を伺うことです。本区域内で未登記の借地権を有する方は、「施行区域の縦覧」の開始日から1カ月以内（令和3年2月12日まで）に必要な書類を添付のうえ、借地権を申告できます。

区域の縦覧期間	令和3年1月12日（火）～1月26日（火）
時間	午前8時30分～午後5時15分
場所	豊田市役所区画整理支援課

3. 今後のスケジュールについて

当初予定していたスケジュールに変更がございますのでご報告いたします。

令和2年度										令和3年度
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	意向調査									
	★ 中間報告及び 意見交換会									個別 相談会 ◆
			個別相談会				地権者説明会	★		
									本同意収集	
	区画整理 ニュース ●				区画整理 ニュース ●			区画整理 ニュース ●		

【問い合わせ先】

土地区画整理発起人会に関する事

若林区事務所（仮称）豊田若林駅周辺土地区画整理組合 発起人会
 【開館時間】火～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
 【電話】0565-52-0176

土地区画整理事業全般に関する事

豊田市役所 都市整備部 区画整理支援課 近藤、前田
 【開庁時間】月～金 8:30～17:15
 【電話】0565-34-6769 【ファクス】0565-33-2369
 【メール】kukaku@city.toyota.aichi.jp

